

仙台市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16号）第1条の4第9項の規定に基づき、仙台市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集手続）

第2条 市長は、会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び協議題を教育委員会に通知するとともに、市ホームページへの掲載及び市政情報センターへの配架により会議の開催を周知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（会議の進行）

第3条 会議の進行は、市長が行う。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議の議事録を作成し、市ホームページへの掲載及び市政情報センターへの配架により、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書に定める場合は、この限りでない。

2 議事録に署名すべき者は、2名とし、次に掲げる者とする。

（1） 市長

（2） 教育長又は教育委員の中から市長が指名する者

（会議の庶務）

第7条 会議の庶務は、総務局総務部庶務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から実施する。